

三遠南信地域特産品ウェブサイト商品掲載基準細目

1 趣旨

三遠南信地域連携ビジョン推進会議がウェブ上に開設する「三遠南信地域特産品ウェブサイト」において掲載する產品については、次のとおりとする。

2 出品者の基準

次の要件をすべて満たしていること

- ・三遠南信地域（三遠南信地域連携ビジョン推進会議の構成員である市町村の存する区域を指す。以下、同じ。）内に所在する事業者（事業所）が、掲載を希望する商品の製造、加工又は販売を、原則として地域内で行っていること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- ・事業者又は法人の役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ・事業者又は法人の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ・PL保険（生産物賠償責任保険）等に加入するなど、事故等が発生した場合に被害者の救済を確実に行うことができると認められる事業者（事業所）であること。
- ・原則として、ウェブ、FAX、電話を通じた販売を実施していること、又はいずれかの方法を通じた通信販売の実施を想定できること。

3 商品の基準

（1）次の要件をすべて満たしていること。

- ・食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）その他の関係法令に定める規定に違反していないこと。
- ・原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質管理及び衛生管理が適正に行われていること。
- ・発火、爆発等の危険性のないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- ・公序良俗に反しないものであること。
- ・商品の内容やパッケージ等が、当ウェブサイトのイメージをき損するものでないこと。
- ・加工食品、飲料（酒類含む。）、農畜水産物、及び民芸・工芸品であること。
- ・三遠南信地域圏内の文化、風習、資源や技術等を背景としたストーリー性を有し、

当地域のファンの拡大に寄与する特長を有するものであること。

- (2) 農畜水産物については、次の要件をすべて満たしていること。
 - ・三遠南信地域内で生産、収穫、漁獲されたものであること。
 - ・他の類似產品と比較して、優れた特長を備えたものであること。
- (3) 加工食品、飲料（酒類含む。）及び民芸・工芸品については、次の要件をすべて満たしていること。
 - ・他の類似商品と比較して、優れた特長を備えた商品であること。
 - ・商品の製造、加工又は販売が、原則として地域内に所在する事業者により行われていること。
- (4) 上記以外に、ウェブサイトに掲載することで三遠南信地域の知名度の向上が特に見込まれる商品であると認められたものであること。